

平成29年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年6月22日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について
議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(9名)

1番 板垣一徳君	2番 板垣千代子君
3番 小林重平君	4番 山田勉君
5番 竹内喜代嗣君	6番 長谷川孝君
7番 小杉和也君	8番 渡辺昌君
9番 尾形修平君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	本間善和君
鈴木好彦君	稲葉久美子君	鈴木いせ子君
姫路敏君	木村貞雄君	佐藤重陽君
大滝国吉君	大滝久志君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君(課長補佐)
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
同課生活環境室長	長谷部俊一君(課長補佐)
同課新エネルギー推進室長	田中章穂君(課長補佐)
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	高橋晃君(課長補佐)
同課健康支援室長	中村和子君(課長補佐)
同課健康支援室副参事	川崎健一君
介護高齢課長	小田正浩君
同課介護保険室長	大滝慈光君(課長補佐)
同課介護保険室係長	近藤知子君
同課高齢福祉係長	渋谷直人君

同課地域包括支援センター長
福祉課長
同課福祉政策室長
同課福祉政策室副参事
同課子育て支援室長
同課子育て支援室係長
同課子育て支援室係長

田中加代子君(係長)
加藤良成君
木村静子君(課長補佐)
浅野宏君
平山祐子君(課長補佐)
永田ルミ君
伊藤良子君

10 議会事務局職員

局長 小林政一
書記 百武美奈

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定についてを議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定についてよろしくお願ひする。この条例については、市内医療機関における医師不足が深刻である状況を踏まえ、医師確保対策の一環として本制度を制定するものであり、将来市内の医療機関で医師として従事しようとする医学生に対して、修学資金を貸与することにより必要な医師を確保し、もって安定的な医療体制の整備を図ることを目的として、修学資金を貸与するに当たり必要な事項を定めるものである。中のほうをごらんください。第1条は、前段でご説明した目的である。第2条は、貸与対象者について定めている。第1号から第3号全てに該当する者であって、将来指定病院に医師として従事する意思を有する者としている。第1条にもあったが、指定病院とは県立坂町病院、厚生連村上総合病院、厚生連瀬波病院、山北徳洲会病院、村上記念病院、肴町病院、村上はまなす病院の7病院を予定している。第3条では、貸与金額及び貸与期間を定めており、貸与する修学資金は無利子とし、貸与額を私立大学が月額30万円、国立大学が月額15万円とし、貸与期間を医学部の正規の修学年限である6年間を限度としている。第4条は貸与の申請、第5条は連帯保証人で2人の連帯保証人を立てなければならないと定めている。第6条は、貸与を受ける者の選考。第7条は、貸与の取消し及び貸与の休止で、修学生が次の第1号から第6号に該当するときは修学金の貸与を取り消すこととしている。第2項は、修学生が留年または休学もしくは停学の処分を受けたときは、その期間貸与を行わないこととしている。ここまでが貸与に関する条文であって、次の8条から11条は返還に関する条文である。第8条は、返還債務の当然免除である。次の各号に該当するときは、修学資金の返還を免除することとしている。第1号では医師の免許を取得し、医師法に基づく臨床研修を新潟県の臨床研修病院で終了後、指定勤務対象期間とする12年以内に指定病院での勤務が4年に達した場合、ただし2年間の臨床研修を指定病院で受けた場

合、半分の1年を指定勤務期間に含めるものとしている。第2号では、本市での指定勤務期間中に業務上の理由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、医師の職務を免職されたときとしている。次の9条は返還である。修学生が次の第1号から第4号に該当するに至った場合、事由の生じた日から30日以内に一括返済しなければならないと定めている。第2項は、前項において市長が特に認める場合は、貸与した期間の2分の1に相当する期間内に月賦または半年賦による返還と、その猶予について定めている。第10条は、返還の債務の裁量免除として、指定勤務対象期間中の指定勤務期間が十二月以上あるときは、返還債務の一部を免除することができること定めている。第11条は延滞利息、第12条は報告の義務について、第13条は委任についてそれぞれ定めている。附則としては、公布の日から施行とする。なお、詳細については、本日配付した資料をごらん願う。今後のスケジュール案としては、議決をいただき次第、速やかに制度周知のパンフレットを作成し、市ホームページや市報とあわせて周知を図りたいと考えているところである。また、募集人員は現在のところ国公立大学1名、私立大学1名を予定しており、申し込みの期間は12月から翌年2月程度の予定であり、面接は3月に実施する予定である。以上、簡単ではあるが、説明を終わる。どうぞよろしくお願いする。

(質 疑)

小杉 和也

初日の本会議のときに、課長から去年の11月からことしの1月ぐらいまで、いろいろな関係機関との会議を重ねてきたというふうな簡単な説明があったのだけれども、ここ委員会なので、その詳細の会議の、どこをやったとか、内容的なものとか、時系列でゆっくりとお願いできるか。

保健医療課長

それでは、経緯についてご説明する。この制度に係る協議や打ち合わせ等の経緯であるが、平成28年7月に保健医療課と政策推進課において、医師確保対策の一環としての本制度の検討及び制定に係る業務の実施に関して初めての打ち合わせを行った。その後、当課において他市町村の制度保有状況を確認、把握に努めたのであるが、何分市立病院を有しないこともあり、まず医学生が卒業後から医師として勤務するまでの一般的な流れや人事の状況等の基本的な事項がわからなかったため、医師確保に関しての担当課となる県のほうを訪問し、県内の状況や医師の人事、一般的な医師のキャリアアップについて確認しつつ、より効果的な指定勤務の実施に関して助言をいただいたのが11月である。その後、同じ11月中に同様の制度を保有する魚沼市担当者に制度運用状況を聞き取りしたほか、市内の基幹病院である厚生連村上総合病院への医師採用の現状を聞き取り、及び制度に関する意見聴取もあわせて行っている。12月中にここまでの聞き取りした内容をもとに、本制度の素案を作成し、この素案をもとに政策推進課と再度打ち合わせを数回行い、精査、調整すべき点や制度の矛盾点を確認した。素案を一部修整後、改めて病院に対し意見聴取を行うこととしたが、この時点ではまだ指定病院を決定するに至っていなかったため、総合的な病院として県立坂町病院、厚生連村上総合病院、山北徳洲会病院に対してそれぞれ意見聴取及び対応の可否等について確認を行ったのが、平成29年の1月である。前段3病院での聞き取り後、さらに政策推進課と協議を重ね、1月26日、庁内の政策調整会議において関係課出席のもと、制度案について調整をした。その後制度案について市長に説明をいたし、本制度への市長の考え方と意見を伺い、2月には最終的な対象医療機関を決定するため、既に意向を確認した3病院以外の市内

4病院に対して同様に意見聴取と対応の可否等について確認を行うとともに、貸与額を決定するに当たって、実際進学にかかわる現場の意見も聞き取るため、市内高校の進路指導担当教諭に対して、医学部進学の状態や過去にあったケース等の聞き取りを行った。また、2月26日、郡市医師会の理事会に出席し、この制度案に対する意見の聴取等を行うとともに、その後郡市医師会へも県内の歯科医師の充足率の現状等を説明の上、本制度の対象としない旨、了解を得ている。以上の意見聴取や状況を勘案し、最終的な制度案をまとめ、平成29年3月に市長及び副市長に最終的な制度内容を説明した後、決裁を受け、現在に至っている。

小杉 和也

いろいろと丁寧にやってこられたなという印象はあるけれども、まずきょう出席の方々一番注目しているのが8条の4年間という、ほかのところだと6年貸与を受けた方が大体9年、条例の書き方はさまざまである。1.5倍であったり2分の3だったり、そうすると大体9年ということだけれども、村上の場合は4年と。新聞報道でも本会議のコメントでもやっぱり偏在化、村上に目を向けてくれるためというようなことで4年間にしたというような説明があったけれども、この4年間というのはどこの段階で出てきたのか、それを教えていただける、今の会議の中で。

保健医療課長

素案を作成するに当たり、始め県とか他市町村の制度を聞き取りをしたところ、一番最初の厚生連村上総合病院長の医師人事等の事情を聞き取りをしたところ、最初のほう。市立病院を有しない当市で他市のように9年とか6年とか11年とか、長い期間の指定勤務は現実的に難しいことが判明したので、早い段階で4年というところを決定した。

小杉 和也

9年でなくても6年とか、そういう選択肢もあったわけだね。4というものの村上総合に聞き取りをしたと。でも4年というのは明らかに半分以下なわけだ、一般のところよりも。その4というのが何で出てきたかというのが一番確認したいところなのだが、いかがか。

保健医療課長

そのことについては担当者のほうで詳細について説明してもらおう。

健康支援室副参事

今ほどうちの課長のほうからも説明あったけれども、最初医師の採用状況等一切こちらわからないという状況の中で、県担当者、村上総合病院の院長、事務長等に聞き取りを行った。どうしても市立病院を持たないということで人事権が一切ないところから始まり、病院側としてもなかなか医局がある中でフリーの先生を採用することというのは、診療科によってはなかなか難しいというところで、こちらが管理できる年数の中で実際勤務できそうな現実的な年数として4年間という数字でこちらのほうで採用したものである。

小杉 和也

それと12年以内に勤務するというようなことが出てきている。私もいろんな条例、他市のとかいろいろ見たのだけれども、なかなかこの12年以内というのが見つけれなかった。どこかにあるのかもしれない。この12年以内というのがどの段階で出てきて、どういうことなのか説明してくれ、8条の12年。

保健医療課長

今ほどの12年という年限であるが、当初私どものほうももう少し8年程度を考えていたが、2月の医師会のところで伺ったときに、当市でやはり市立の病院を持たない状況を考慮して、さまざまな臨床経験や任意の研修、後期臨床研修等の医師としてのスキルアップ期間を十分に積んでもらい、その経験や技術を本市の地域医療に還元してもらうことを期待して、指定期間をほかの市町村と違い、引き続きとせず、12年が望ましいのではないかなという指導をいただいたので、その期間に定めた。

小杉 和也

選定に当たってということで、3月に面接という説明があった。その選定に当たっ

ての基準、例えば複数募集してきたときの選定基準みたいなのは想定されているのか。また、規則というのは大体条例と一緒にほとんどの市町村が公布されているので、その辺規則の積み上げもされていると思うのだけれども、選定に当たっての基準というのはどういうことを想定しているのか。第6条で選考の上、決定しというのがある。ここに絡んでのことである。

保健医療課長 選考については、一応書類審査、面接、それによって選考したいと考えている。なお、詳細についてはこの委員会等あとは関係課、財政的なもの、市長等の政治的な面から見て、もう少し詳細をこれから詰めていきたいと考えている。

小杉 和也 現段階ではまだそこまでは詰めていないという理解でよろしいか。

保健医療課長 ある程度は詰めているが、詳細についてはもう少し精査しなければならないと考えている。

小杉 和也 難しい立ち位置のところは自治医科大だと思うのだけれども、自治医科大の取り組みというのはいかがか。ほかのところでは自治医科大は除くとか、そういうようなくりがあるところもある、条例的に。自治医科大の対応はどういうことか。国立1名、私立1名だよ。もしあれだったら担当者に。

健康支援室副参事 今委員のほうから質問あった件については、自治医科大、基本的に授業料は無料ということで、地域の医療で活躍することを条件に採用される大学だと思っているけれども、こちらのほう、条例のほうには特別記載はしていないが、自治医科大のほうは対象外ということにさせていただきたいと思っている。

小杉 和也 まず一旦終わる。

長谷川 孝 きょう番外の方も含めて全員協議会並みの人数がいるということは、医学生の貸与というののために来ている方も多いのではないかと思う。それでまず最初に聞きたいのは、これだけのいろいろな村上市らしさというものを取り入れた条例にするというのに、我々の委員会並びに地域医療調査研究特別委員会に一言も事前に説明をしなかったという理由はどこにあるのか。

副市長 お答えをする。私正直申し上げて委員会そのものがどういうタイミングで、いつ開催されるのかということについての詳細を承知していない部分があるものだから、まずはその点はおわびを申し上げながらお話ししたいと思うが、今課長から説明あったような、あるいは小杉委員さんからのご質問にお答えしたように、庁内では段階を踏みながら進めてきていた。最終的に市長、副市長への説明をいただいたときに、私のほうでもそれを確認をさせていただいたわけであって、なぜその場面で相談がなかったのかということについては、正直私のほうもちょっと承知をしておられないような状況である。申しわけない。

事務局長 実は事前に担当課である保健医療課から、この件についてどういうふうに説明なりをしようかということで議会事務局のほうに相談があった。そのときに内容等をお聞きして、これについては今般こういうふうな資料も提出いただいているわけであるが、こちら委員会のほうで十分審査をいただけるような内容ではないかということで、私のほうで実は担当課長と話を決めてさせていただいたところである。

長谷川 孝 今までこういう重要なこととかに関しては、別に質疑してああでもない、こうでもないというのではないのだけれども、常識的な範囲で委員会に一応説明はしていた。それと概要なんていうのは、こんなの出てきたけれども、これ事前に私課長のほうに出さないとまずいからということで出してもらった経緯がある。何言っているのだ、あなた。そういう言い方で理事者の味方するような事務局長はよくない。我々

が今までこういうふうな審査の中で、こういうふうにしてもらいたいというようなことをずっとして、それでやってもらっている。副市長はわからない面もあるかもしれないけれども、だけれども、こういう重要なときに、一発でもって賛否をするときに、これでいいのかという問題があるわけ。だからその部分を言っているだけ。

事務 局長
長谷川 孝

大変申しわけありませんでした。

申しわけないということだから別にいいけれども、それで県とかいろいろな方に、多分これ高校とかにも話ししているというふうに思うのだが、条例文に入る前に村上の高校生が1年間で大体医師になりたいということで医大に入っているという現状はどのような形にあるのか、今現在。

健康支援室副参事

私のほうで市内の高校については確認をしたけれども、村上市内に住居を有する高校生が、市内の高校だけではないというところで、全員を把握することはなかなかやっぱり難しいということなのだけれども、市内の高校の中では過去数年を見ると中等のほうで毎年数名程度、村上高等学校においてはここ数年医学部進学の実績がないということでお聞きしている。

長谷川 孝

数名いるということでもまず安心したのだけれども、本当を言うと医師確保のためには条件いろいろつけているけれども、全国誰でもいいというのよりも、本当は村上市の方になってもらって、それでふるさとに帰ってもらって、ここで結婚してというのが理想的なのだ、はっきり言って。私はそのつもりで条例が出てくるのではないかなと思ったのだけれども、ほかのところの条例も照らし合わせると、全国どこの人も、例えば魚沼でもそうだけれども、そういうような形になっている。だけれども、考えている段階の中で、検討している段階の中で村上市民の子供ということに限定はできなかったのか。

保健医療課長

本制度の対象者には住所要件、それに類する要件は設けていなかったが、これは住所要件を設けて対象者が限られることが、本来の制度の目的である必要な医師の確保を達成する上で大きな障害であると判断したため、住所要件を外させていただいた。また、目的にもあるように、第2条の対象者にあるように、将来村上市で勤務する意思がある者、そこをやはり基準というか、そこに重点を置いて要件を外させていただいた。

長谷川 孝

私立1人でも、私立でも偏差値が70以上でないとい医師にはなれないということで、非常にハードルは高いのだけれども、できれば私は村上市の中で医師の子供さんでなくても、ある程度の能力があれば、医師になれないと諦めている人がなれるという制度なのだということ注目していたのだけれども、非常に残念な面がある。それともう一つ、県は順天堂大学とかという形で地域枠というのがある、わかっているでしょう。地域枠で順天堂大学と提携して、地域枠で県の奨学金を使ってというようなものがある。村上市独自の地域枠というのは検討しなかった。そういうのを例えば県に地域枠として、村上市で地域枠をつくりたいというようなことまで相談をしたかどうか教えてくれる。

健康支援室副参事

11月に県の制度の担当者のほうになるわけなのだけれども、そちらに聞き取りに行った際に、そういった地域枠のお話は若干触れさせてはいただいた。いただいたけれども、県のほうで新大、順天堂大学と地域枠を設けているという一面もある。村上市は参加していないけれども、地域枠を県のほうで持っているという現状もあるので、村上市としては地域枠ということまでは今回の制度については限定しな

いというところで決定をさせていただいた。

長谷川 孝

それで条例の中身に入らせてもらうけれども、さっき小杉委員のほうから12年以内というのが出てきた。私もこれちょっと気になるのだ、実は。臨床研修というのは県の臨床研修にかかわる病院というのは9つだったと思う。それで村上市の中の厚生連村上総合病院が入っていた。それを市が指定病院として7つの、ここで初期の臨床研修をやってもいいよという形で、こういうふうなものを設けたということは評価するが、問題は12年以内ということになると、最初の8年間は例えばどこか別なところの病院に行って、最終的に9年目からの4年間を村上で医師として4年間働けば、実質的に24で、大学の医学生は6年。それから2年の臨床、それと8年間ほかのところで医者やって、そうすると年齢的に34歳。34歳から村上で4年間働くか、それともさんざんもうかったから2,160万円自分で銀行で借金して返すとかという方法もあるということだよ、今のこれからいったら、技術的に。こういうような制度で本当に村上に医師が集まるというふうにお考えか。

保健医療課長

先ほどもご説明したとおり、本制度の目的、あと対象者を選考するに当たってもまず第1に条件とするところは、将来村上市に医師として勤務をする気持ちがあるかどうか、そこが大事なところで、その意思を有する者に対して貸与するものであって、その後結果的にならなかった、そういう場合についてはその理由等を聞き取りをしながら、今後の対策とか条例の見直しとか考えていきたいなど考えている。

長谷川 孝

税務課長せっかくいるので、猶予になった場合に、例えば私立の場合2,160万円、これ一時所得になるのだろう、その人の。奨学金を免除になった分は所得になるのだろうということ。なるのだ、これ。

税務 課長

ちょっとはつきり、一時所得になるかとは思いますが。

保健医療課長

具体的に税務署のほうには確認はしていないけれども、所得税の基本通達の中で、学識に関する非課税範囲の見直しが平成28年4月1日以降適用となっている。その内容の中で平成28年度改正については給与所得者、医師が使用者、市とか地方公共団体、そこから受け取るもので通常の給与に加算して受け取るもの、これについては債務免除とかということ、それは非課税であるというような通達が出たものだから、それはこちらのほうで非課税であると解釈をしているところだが、また実際の運用については確認が必要かなと考えている。

長谷川 孝

さっき小杉委員が魚沼市の例を出したので、私も魚沼市のの全部どういような条例が村上市と違うのかということなのだが、魚沼市の場合には例えば、初期研修の2年間やったら直ちに自分のところの魚沼市の指定病院で、あそこは1.5倍、9年間働いてもらうことによって免除になるというような形だったらすっきりして、12年で、下手して考えると、私どもが考えるのが邪道な考え方なのかもしれないけれども、8年間ほかのところで医者やれば、ここで働くなんていう気なんか起きないし、自分でその分返してでも、我々が例えば息子を大学に上げるのとわけが違うのだから、医者になってからの2,160万円とか国立の場合、その半分とかというのは、金額的にはそんなに重い金額でなくなるわけ。だからそれを考えた場合に、なかなかこの制度が本当に医師確保につながるのかというのは非常に難しいところがあるのではないかと。私はお医者さん何人かに聞いてきた。私は反対するのではないのだ。だけれども、このやり方で本当に医師が村上市に集まるのかどうか。今の研修医制度というのは大学とかの影響なくして、昔の場合は大学の教授とかが力あって、村上におまえ行って来いと言えば逆らえなかった時代だ。そのときには地域医療は崩

壊していなかったのだ。ところが今の研修医制度のこのやり方からしたら、ある意味医師会の会長、村上市の会長をやったお医者さんにきのう聞いてきた段階だと、みんな研修は東京に行くと、一般の病院に。東京に行くと。東京にいた人間が新潟なんか帰って来ないと。だから制度自体をもう少し別な方向があるのではないかと言われた。だから、反対をするのではないのだけれども、内容についてもう少し煮詰めるというのか、もう少し考える部分を持った中でできないかどうか、副市長どうか。

副市長

この4年、そして12年というこの期間のことなのだけれども、私もいろいろお話を聞かせていただいたのだが、村上で働いていただくチャンスをどのタイミングでつかむか、あるいは考えていただくかということに一つはポイントがあるような気がする。その場合、6年間の学業を経て2年間の研修の期間があるわけだけれども、それをまずは厚生連村上総合病院でやっていただいた後に、残された期間の中でさらにもう少し専門的な勉強をしたいということで、一時期この地域を離れてもまたその期間内であれば戻ってこられるという、そういう少しの猶予を持たせた形での12年間というふうに私は受けとめていて、それは確かに面接をする際の、細かな選考基準はまだ詰め切れてはいないけれども、そういったやはりいつかは村上でというふうな思いに応えられるような制度設計にしたいという思いが、12年の期間にあるというふうに私は捉えているし、ぜひそういったご理解もいただければというふうに思う。

長谷川 孝

あと一つでほかの人にかわるが、私が市長に言ったのは東京にいるいろいろな人たちを頼って、地域医療枠を設けたほうがいいのではないかという話をした。ところが、その話は全く今回の条例とかには載っていない。せっかくいろいろな人のアドバイスをもらいながら、県がやっているような順天堂大学と同じように、村上市が地域枠のどこの大学かと提携して、一人だけ私立の人を必ずその地域枠に入れられるという制度を設けたほうがいいのではないかという話をずっとしていた。そうしたほうが私は12年を何とかするのよりも手っ取り早いというか、医師の確保にはもう少し先を読んで、実現できなかつたら何にもならない、これ、はっきり言って。だから、その部分を例えば村上市でなくてもいいから全国から集めるというのも、果たして市民の同意を得るのができるのかとかと私も悩んだ。だけれども、そうでなくても、村上市から必ず私立で優秀な人材で医師になりたいとでもなれない人たちの枠を一つずつ設けてもらって、その人を公平に審査した中で送り込むというような制度まで考えられるのではないかと私は思っていた。だけれども、その部分がないからまず残念だけれども、ほかの人でも質疑あるので。

尾形委員長

今ほど長谷川委員から前段お話あったように、この問題に関しては今まで一般質問とかでもいろんな方が村上市の医師不足に関しては質問されている中で、こういう格好で唐突に出てきたなという印象は、皆さん多分お持ちなのだなというふうに思う。先ほど言われたように、委員会に対しての説明ではなくても、全員協議会あたりでもこういうことを村上市は今考えているのだというような報告というか、政策ができ上がっていなくてもそういうことをやろうとしているのだというような説明はあって私はしかねべきではないかなというふうに思っているの、今後またいろんな政策出ると思うけれども、議会に対しても丁寧な説明をよろしくお願いしたいと思う。

板垣 一徳

保健医療課長にお聞きするが、いわゆる奨学資金を与えて、そしてそこで成長した

先生をいわゆる村上市は縛り込もうということなのだ、これ結論的には、4年間。その前に今村上市で医者になっておられる方あるいは卵の方、たくさんいると思うのだ。そういう方々を7つの病院が医師が不足しているということは私も重々知っている。そういう方々を行政で骨を折って、あらゆるやり方を研究してお願いをするというような前座の話し合いというのはなかったのか。いわゆる奨学資金に入る前に、今育っている先生方を村上で優遇してほしいしようと、それにはどうしたらいいかというような、前座のお話というのは市長あるいは有識者からお話はあったかということをお聞きしている。

健康支援室副参事 今ほど委員からのご質問であるけれども、前段村上市というか新潟県出身の全国に散らばっている医師の方々にはがき等を送って、例えば村上市に戻ってきてお医者さんしてくださいというような話も医療機関の方とかと話しした際に、出たことは実際ある。あるけれども、また今回皆さんにご審議いただいている条例の目的というのが、医者を育てて末永く村上市の中でという中で、それ以外の医師確保対策事業についても、今後あわせて検討はしていく必要があるというふうには考えている。

板垣 一徳 幅広く医者をお願いしなければ、なかなか若い先生、若い先生だけ来ても、医学の進歩あるいは本当にここに定着する先生方が集まるかと、居残ってくれるかということ、大きなのがある。そこで条例についてちょっとお伺いするが、万が一、これはちょっと私どもがそこまで心配しなくてもいいのかなという気もするが、実は各地たくさんあるのだ。万が一6年間の医者の資格を持ってきて、村上市には私は勤められないと。家庭の事情あるいは並々ならぬ事情があるから勤めないと。そのかわり奨学資金の貸与のお金については、私はお金を返済しますと言った場合、恐らく9条の返還の下の(4)に該当するのではなかろうかと、こう思うわけである。しかし、一括返還すれば、利息14.6%とかいっているが、もしそういう実情が出た場合、家庭の事情とかお子さんの事情とかということが必ずないとは言い切れない。そういう場合の返還金というのはどこでどういうふうにあらわしているのだ。

保健医療課長 ただいまのご質問に対しては、第10条で返還の裁量免除要件で一部免除要件、そこに記載している。

板垣 一徳 いや、私の聞いているのは、万が一6年間のお医者さんの資格を持って帰ってきたと。ところが、やっぱりお医者さんだっているいろいろなことがある。子供の事情とか奥さんの事情あるいは環境の事情、そして私は本当にありがたかったけれども、村上市には勤務できないので何とか私を諦めてくれと言った場合、どういう返還方法、14.6%を貸した時からずっとつけるのか。それとも言った時点から、医者になった資格を取った時点から言うまでの間を、返済するまでの間を利子をつけるというあなたの方の考えなのか、そこをちょっと聞きたい。

健康支援室副参事 今ほどのご質問については一括返還ということで、決められた期限内に一括返還された場合、また市長が分割の返還を認めた場合について、期限内に返還された場合については貸与のときに無利子ということであっているもので、無利子という扱いになる。ただ、正当な理由なく遅延した場合等については、延滞利息を付すということになるかと思う。

板垣 一徳 今ちょっと過去に触れたいと思うが、看護師資格を取るに当たって、今は村上市にも看護学校ができた、ありがたいことである。しかし、今まで随分新潟、遠いところでなければ看護学校なかったのだ。そうすると、私の子供もそうだが、新潟の病

院に勤めて看護学校に出してもらおうわけだ。やはり似ているのだ。そして2年間看護をして、そのときに4年間いわゆる何々病院にお礼奉公をなさいと、こういうことで私も子供を出した。しかし、子供がいろいろな事情があって、一括返還をすればこの病院にいなくてもいいのだから、おやし出してもらいたいと、こういうことなのだ。私出した。そしてたまたま東京に行った。だからこれと同じような現状が生まれるのではないかと、私この条例では。となると、2,000万円も6年間に市民の金を出して、長谷川委員もさっきからねちっこく言っているけれども、一人も医者が村上の病院に確保されなかったでは、何の条例だかわからない。趣旨はわかるのだ。私は趣旨は大賛成である。育てて医者を迎える、これまでの理念と趣旨は大変いい。しかし、本当にしっかりとしたものなのかどうかということは、私はちょっと疑問を呈している。もしそうなって、本当にさっき副参事が言うように、無利子だなんて、そんな私に言わせればでたらめな行政の考え方でいいのか。副市長、どうか。

副市長 ご心配の趣旨はよくわかる。この中でそういったことが発生しないと言い切れるのかというご質問であるけれども、言い切れない部分は確かに存在するというふうに思う。

板垣 一徳 私はこの考え方、発想はいいと思う、発想は極めて重要だと思う、これから医師不足必ず来る。しかし、もう少し行政が研究するなりあるいは専門的な知識を交えないと、これ毎年やるのだから。今1年で2人で三千何百万で終わるのではないのだ。毎年、毎年やるのだから。医者がふえることには間違いない。お金もふえる。しかし医者が来なかったらとんでもないことになる。これはやっぱりもう少し研究してほしいな。

長谷川 孝 今板垣委員が言うのというのは、大体委員の考え方のような気がするのだ、はっきり言って。それできょう新潟日報で県の奨学金見直して新しくつくるというので、平成30年から。それは医学生だけの問題ではない。高校生全般の奨学金なのだけれども、それも平成30年の予算に間に合わせるために今から審議会をつくってやり始めているわけだろう。だからこれ例えばの話、失礼な言い方だけれども、今回取り下げるといふ言葉が非常に、もう少し本当にこれだったら大丈夫なのではないかという部分を、議員がある程度自信持っていていいなこれはと思えるように、専門的な知見を持っている人も含めて、もう一回9月定例会にある程度の内容を吟味した中で精査して出すということではできないか、副市長。

副市長 申しわけないが、どういう方法でどう扱えるのかということについて、ちょっと今私頭の中で持ち合わせてはいないのだけれども、皆様方の今ご意見をお聞きしていると、少しいろいろ検討する必要があるなというふうに、今の段階では受けとめている。もう少し時間をください。

尾形委員長 考えるのならば、そうすれば審議できない。
(何事か呼ぶ者あり)

保健医療課長 先ほどから議論がある医師として本市に戻ってくるか、12年。さまざまなものも私どものほうでもやはり私どもなりに考えさせていただいた。そこで再三申し上げるように、市として市に勤務する意思のある医学生に来てもらいたい。そしてその医学生がいかにその後村上市に勤務できる状態になる条例等になるのか。そこはやはり一番考えながら私どもなりにつくったものである。その中で12年ということが再三うたわれているけれども、お配りした資料の2Pの下のほうをごらんいただき

いと思う。ほかの市町村であると、普通臨床研修後、直ちに6年とか9年とかというところが多い。ただ、うちのほうでこれを12年としたものは、県とか医師会とか病院等聞き取りによって医師免許を取り、臨床研修をした後の2年後の医師というのはまだ固まっていない。いろんな自分の得意分野も決まっていない医師なのである。そこを何年という年季奉公みたいに張りつけさせるのではなくて、本人のスキルアップの期間、医師としての期間で海外に行く人もいるし、それぞれ専門の後期の臨床研修する人もいる。そういった自分のスキルアップをみんな図ってもらって、その後村上市に勤務してもらい、また勤務した期間については指定病院に最大限努力をしてもらって、村上市のよさ、もともとその気持ちのある医学生を募集するわけなので、お互いやっぱり病院も私どもも連携しながら将来的なものを期待しながら、ほかの市町村ではない長い、本人のスキルアップ期間を設けた条例であるので、どうぞよろしく願います。

板垣 一徳 委員長、市長を呼べよ、提案者、市長だ。

委員長（尾形修平君）暫時休憩を宣する。

（午前10時57分）

委員長（尾形修平君）再開を宣する。

（午前11時10分）

尾形委員長 市長のほうから今議題、89号に関しての説明をしていただくということでおこしいただいたので、よろしく願いたいと思う。

竹内喜代嗣 今議論になっている根本的なところでの確認2つ。1つは、憲法で私、神林時代にも一般質問したことあって、提案したのであるが、そのとき村長が何を言ったかという、職業選択の自由があるので、必ずというようなことはうたえないというふうなことがあった。

（何事か呼ぶ者あり）

長谷川 孝 結局何で市長に来てもらったかというのは、私がさっき新潟県も奨学金を平成30年からするために、今回委員会とかを立ち上げたというのがきょうの新潟日報に載っていたので、今回いろいろ医学生の修学金貸与で全員協議会並みに皆さんが来ているという関心のある中で、我々の所管の委員会とかにも事前に説明もなく、突然こういうようなことがあって、その内容について非常に皆さんがいろいろな質疑があった中で、なかなか難しい面もあるのではないかとこのところ、もう一度これを、言葉は悪いけれども出し直しをして、精査した中で9月定例会にお示しできないかどうかということ副市長に聞いたら、結局市長に同席してもらえということになったのだ。だから、その辺について忌憚のない意見をお願いしたいと思う。

市長 ご指摘の部分について今お聞きをしたので、その内容については承知をした。本会議上でご提案申し上げたときにも幾つかその趣旨のご質問もいただいたところであるし、ただこれまで私ども行政として医師の確保、これはやはり喫緊の課題だということ常々思っていた。これまでも幾つかご質問をいただきながら、そういうふうな形ででき得る、そういうものに取り組んでいきたいということをお答えしてきたつもりである。今回、今長谷川委員ご指摘の部分については、これは性急に制度設計をしたわけではなくて、随分と中で議論をしながら、他の先進事例も、また新潟

県の取り組み状況も踏まえた形で進めてまいった。この件についてはせんだって保健医療課長のほうから本会議上でご答弁をさせていただいたとおりである。そんな中で、これがベストの制度だということで議会にご提案をしている状況であるので、まず第一義的にはそこをご理解をいただけないかということが提案した側としての思いである。その中で事前に所管の委員会である皆様方のところに制度の概要についてお示しをしなかった部分について、それこそなかなかこの辺が難しい部分である。議会にご提案をするときには事前審査にならないようにということで気を配りながらこれまでも取り組んできたつもりであるので、そここのところの取り合いをどのように考えればいいのかということに、少なからず配慮が足りなかった部分はあるのかもしれない。そういう状況を踏まえて今、今日こういう形になっているわけであるから、そここのところを議会のほうでまたご判断をしていただく、これがまず今取り得ることなのかなというふうに考えているところである。

板垣 一徳

長谷川委員がまだもう少し熟して、12月の定例会でも12月から2月まで募集するというのをさっき課長から説明あった。だから十分間に合うはずなのだ。こんな不安定なものを市民にこれ出たら行政が笑われる。やはり私は市長、この事案は下げて、もう一度行政でしっかり議論をして、そして先ほど長谷川委員からもあったけれども、私どもには地域医療調査研究特別委員会が、全国でも有数の委員会を持っている。特別につくってあるのだ。だから、そういうところと議論をするなり、あるいは私どもの委員会ともこれはいいでしょう、やはり私が主張した、いわゆる6年間で資格を取ってきた医者が突然事情でやめた場合、どういう措置になるのかということなのである。余りにもわかりづらい。これはぜひ私は市長取り下げていただいて、議論をもう一回しっかりと、そしてこんな立派な条例を全国に広がるように、私は発送したほうがいいと思う。

市 長

ありがとうございます。この条例の不備があるというご指摘であるけれども、その部分が今の前段の委員会のご審議の中でそれはお話があったのかもしれないけれども、私今この状況の中でそれを承知していない。私の立場としては、今ご提案を申し上げている内容がベストの形だということで議会に提案をさせていただいているので、そここのところに不備があるというご判断が議会でされるということであれば、それは私どもとしては甘んじて受けなければならないという立場なのだろうというふうに思っている。やはり議会に議案を提案する、その行為というのはこれは神聖なものであるし、我々はそこに向けて精いっぱい努力をして最善のものとしてご提案をしているということである。だから、そのことを皆様にもご理解をいただきたいと思うし、ただ、今条例の中に不備があって、これはどうしても議会としては認めるわけにはいかないということであるならば、その部分についてはどういふところなのかというご指摘をいただきながら、これからどのような手法があるのかはこれから私どもも考えなければならないけれども、今定例会中にそのような形で整理ができることをまず目指していきたいというふうに考えている。

(何事か呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣

ここではっきりさせたいことが2つある。この制度を提案されているわけであるが、いわゆるお礼奉公は強制できないという大原則があるので、一括返済すれば当然免除されるというのは、必ず入れなくてはならないものだと思うが、それはどういふふうに理解しているか。

保健医療課長

今のことだけれども、こちらについてはやはり9条でうたっているように、事由が

生じたときは一括返済、これは個人の選択のもので、決して貸与したからといって縛りつけられるものではないので。また、ほかの市町村、県でもこういった文言はあるので、こちらについては法的に書かなければならないものではないかと考えている。また、先ほどの利息に関してだけれども、このところに利息をつけたからといって、それを返還に対する抑止力になるものとは思わなかったので、そういうところにつける利息はここのところにはつけていない。

竹内喜代嗣 もう一つお聞きしたいのは、指定病院あるけれども、臨床研修をするドクターに対して、その病院に指導医という人が複数いないと臨床研修できないと思う。該当するのは恐らく私の認識では村上総合病院脳外科が何とかあるのか、あるいは坂町病院の内科、近先生かななんて思うのだけれども、どういうふうに認識しているのか。

保健医療課長 条例にある新潟県の臨床病院は現在のところ県内で20病院ある。その中で村上市の臨床病院は村上の厚生連の総合病院でしかなかったもので、あえてそこで勤めた場合は4年のうち1年を見るというところで定めさせていただいた。また、臨床研修の2年のうち、1年を見るというところは統計的にはないが、県等で聞き取りをした際にやはり臨床病院、そこに最終的に勤務する医師の割合が高いというところを聞いたものだから、そういうような与件も付記させていただいた。

竹内喜代嗣 村上総合病院が臨床研修の指定病院に定められているというのか。ドクターの中で複数以上指導医がいなければ臨床研修実際にできないということを伺ったことがあるのだが、村上総合病院の実情は、例えば整形外科なんかは全くないわけだから、以前おられた八木ドクターでも臨床の指導医の資格は持っていたが、一人しかいなかったから、そんなこと不可能なわけだ。この辺はどんなふうになっているのか。

健康支援室副参事 村上市内の病院において基幹型の医療機関とされる、臨床研修をされる、研修医を受け入れることができる病院というのは、今ほどお話しあったとおり、村上総合病院のみということになる。臨床研修時において専門医の臨床研修ではないので、病院として当然研修医をそなえているからこそ、厚生連のほうの登録として基幹型の医療機関となっているということである。

長谷川 孝 市長前後して、わからないところもあると思うのだけれども、実は私としてはこの条例に関して別に反対するとかというものではないのだけれども。だけれども、私が最初この制度を条例化するときには思っていたことと、余りにもかけ離れている部分があるので、それをお話させてもらいたいと思う。それは副市長とかにこの席でさっき話したのだけれども、問題は全国どこからでも応募できるよという部分がまずひとつ気になる。さっき中等のほうで何人が医師になる人もいるし、最近村高では出てこないけれどもと言ったのだけれども、その下地をつくるための意味で、できれば私はやっぱり村上市民の子供というふうに限定してもらいたかったなと思っている。ということはなぜかという、やっぱり市長もいつもおっしゃっているように、そういう環境をつくって教育レベルを上げるのだということをよくお話されているので、そこにマッチングするのは、この制度としてはやっぱり村上市民の子供たちというふうに限定したほうが、より鮮明に市民の皆さんから同意を得られるのではないかと。私立で2,160万円、これは非常に大きい市民の税金である。これを毎年毎年1名ずつの枠をしていくと相当な金額になる。それをほとんど仮に村上の子供たちが応募しなかった場合、全国どこかの方がこの修学金をもらうことになる。それで市民の皆さんが納得するのかどうかというのがまず1つ。それと市長も前に私といろいろ話したときに、例えば新潟県では順天堂大学が地域枠

市長

ということで毎年毎年やっている。村上でも地域枠をつくって東京あたりの病院と提携して、何とか医師を本当に実現できる手法として地域枠を設けたほうがいいのではないかというような話も出ている。だから、そういうようなものをやっぱり取り入れられないのかどうかというのが非常に残念なのだ。だから、この制度自体は間違っていないと思うし、だから文言はどこが悪いのだと言われると、12年というのが長過ぎるというふうなところという部分もあるのだけれども、大きいくりの中ではそういうような部分が非常に気になるなという部分なのだ。だから、そういう部分をもう一回市長も交えて、もしあれだったら知見者の意見をもう一度聞いて、9月にもう一回きちんと出してもらえればというふうに思っているのだけれども、やっぱり無理で、今のままで絶対出すのだという気持ちになっているのか。その部分についても随分と実は議論をさせていただいた。それとここに至るまでに私どもも各病院また高校の進路担当の先生方、それと医師会、現場の先生方のご意見も聞いて今この形になっている。全国的に医師の偏在がある中において、その中で医学生をやっぱり養成していくというのの対象とすれば、やはり限定するよりは住所地要件を設けないほうがいいのだろうという議論になってきたわけである。委員今ご指摘の部分のところは、本当に私自身もそうであれば一番いいなというふうに思っているわけであるけれども、それであるとなかなか医師の確保がスムーズにいかないのではなからうか、要するに医学生としての養成がうまくいかないのではなからうかという議論に立ち入ったものだから、今回の条例の形になっているところである。また、各大学が設けている地域枠、これも以前委員からご提案をいただいて、それもしっかりと研究をさせていただいた。大きな可能性のあるものだというふうに考えている。いろいろな形でそういうものに取り組んでいかなければならないということで、まず当面このたびは本条例をご提案を申し上げたという経緯である。地域枠の部分については、それこそ新潟県でも先例あるわけであるから、そういうところをしっかりと先進事例を見ながら、今後も対応していきたいというふうに思っている。あと、今長谷川委員からご指摘の部分も聞いていながら、なるほどなという部分を感じることできたので、今ここでその部分について再度検討させていただきますというわけには当然いかないわけであるので、もしお許しをいただければ、委員長に休憩をいただいて、少し庁内で検討させていただきたいと思う。

尾形委員長 委員の皆さん、よろしいか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(尾形修平君) 休憩を宣する。
(午前11時29分)

委員長(尾形修平君) 再開を宣する。
(午後1時00分)

尾形委員長 最初に、市長のほうから。
市長 まず冒頭、皆様方にお時間をいただいて、心より感謝を申し上げたいというふうに思っている。お時間をいただいて、私もこの議案提案に至った経緯を少し振り返りながら検討させていただいた。その中において、先ほど委員各位からご指摘の部分

については、当然制度設計の過程において議論になったところである。そのことを踏まえて先進事例また県下の状況、それと村上市の状況ということで、これについては村上総合病院を中心とした病院群、また医療現場に従事をされているドクター、それと県の関係機関ということで、少しその状況を把握をさせていただいた。各委員の皆様方もご承知のとおり、現在は医師の配備についてはやはり医局を中心とした、そういう形でのローテーションが多くあるわけであって、なかなかフリーハンドでドクターをこちらのほうにおいでをいただくというのが難しい状況、これはある。これは医療の現場がそういう形で専門性を有する複数の医師によって行われているというような実態もあるわけであって、その中でどういうふうな形で医師の確保、これを図っていく手法があるのかということを検討した結果、今定例会にご提案を申し上げた制度というふうな形に至ったということである。これについては幾つかのご議論をいただく中で、改めてその部分を確認をしたが、結果としてそれが一番ベストの手法なのだろうということに至ったということである。そんな経緯を踏まえて、私ども行政としてはこれが我が村上市にとって、これから医師を確保していく策として最善であるというふうに改めて判断をしているわけであるので、その部分については皆様方に特段のご理解をいただきながら、ご決定をいただければありがたいというふうに思っている。またもう一点、今日に至るまでの過程の中で、プロセス、これについて幾つかのそごがあったのではなかろうかという点については、真摯に受けとめをさせていただきたいと思うが、これまでもたびたび施策としてご提案を申し上げるときに、実は内部の議論としては当然議会の皆様方にどういう形でそのことをお知らせしていこうかということは当然議論になる。しかしながら、他方そのことによって議会前になかなかそれをご提案申し上げると、議会でのご議論に支障を来すというふうなご指摘もある中で、いろいろと非常に難しい判断を強いられているというのも、ある意味現状である。でき得るならば、我々は議会の皆様方とともに市民の福祉向上、幸せのために政策を運営していくわけであるので、そここのところをどういうふうな手法が市民にとって一番最良なものなのかということについては、議会のほうからご判断をいただきながら、我々に投げかけていただいて、そのことについて私どももしっかりと真摯に受けとめさせていただきながら、今後の対応にしていきたいというふうに考えている。以上、2点、私から冒頭申し上げさせていただく。

- 尾形委員長 それでは、今ほど市長のお話にもあったけれども、その話をもって質疑を再開したいと思う。
- 山田 勉 信田課長が今まで説明した中で、ここまで来たいきさつを、時系列を文書にさせていただいて、皆さんに配付してもらいたいと思うが、ここまで至った経緯。
- 尾形委員長 先ほど課長のほうから。
- 山田 勉 冒頭で言ったけれども、実際問題書いていただいて、私も一応言ったのは書いてはいるのだけれども、間違うと悪いので、それをちゃんとした文書にさせていただいて、それを配付してもらいたいと思う。
- 尾形委員長 課長、それは可能か。
- 山田 勉 経過について。
- 保健医療課長 口頭で言った内容について時系列の表みたいなものがあるけれども、それによろしければ、今の委員会の間なのか、配付については。
- 尾形委員長 山田委員は今必要だということか。

山田 勉 今でない、後で。

保健医療課長 後ほどの資料として提出したいと思う。

小杉 和也 市長から医局を中心として医師配備だというようなことがあったけれども、特に医局とのやりとりの中でももう少し、さっき言った以上に詳しく答弁はできない。医局とのやりとりの中。

健康支援室副参事 今ご質問いただいた医局とのやりとりというお話あったけれども、実際医局の方と直接のやりとりというのは現在のところしていない。先ほど市長のほうからお話あった医局を中心としたというのは、村上市内の医師の方々から聞いた情報と採用の状況というものを踏まえてのお話ということで、ご理解いただければと思う。

小杉 和也 この条例案をつくり込むときに、一番まずある程度事務方でたたき上げた部分があるのだけれども、県を訪問したりあと地元の医師会ともいろいろやりとりしている。その中で一番参考になったなという部分というのはあるのか。どのときのやとりのときに参考になったというのがある。

健康支援室副参事 先ほど午前中課長のほうから説明あったとおり、最初医師の採用だとか人事権たるものというのは一切わからない状況の中で、制度の制定に取り組むという状況があった。その中で県の助成制度の担当、医師看護師確保対策課というところになるけれども、そちらに行き行って担当者のお話を伺ったときに、現在他市町村で行われている制度の状況であったりとか、勤務年数、そういったところと、あと村上総合病院さんでお伺いしたときの医師の採用状況等については、今回の制度の制定について十分参考にさせていただいたということである。

小杉 和也 あと私前にも言ったことあるのだけれども、一時金の考え方。まず順天堂大学の医学部も入学金200万円ぐらいかかるわけだ、一番最初に。そこも結構大きなハードルになって、地元の子たちが医師になりたいと思ってもなかなか最初の入学金、ふだんのいろんな部分では奨学金で出てくるのかなと思うのだけれども、順天堂大で入学金が200万円、この辺の考え方、一時金的な考え方というのは議論の中では出てきたのか。

市 長 本当に細かく突っ込んだ、実際のところ。それで実は一時金が大きなハードルになっているのも議員からご指摘をいただいたこともあったし、我々も同様の認識であった。そのことを踏まえて進路指導担当、また現に医者として従事をされている方々、その方々が当然大学で高等教育学がわけであるので、そのときの話を聞きをしたということ、私も含め受けているわけであるけれども、その中において月々、日々のそういう支援を行うのがいいのか。また一時金も含めてやるのがいいのかといったときに、どちらかというとならば修学をしている間の支援が続くのがよりいいというお話も受けたわけである。その結果、総合的に判断をさせていただいたということである。先ほどちょっと触れなかったのであるが、一番最初の制度設計においては、実は村上市内に限定をして利用いただくような方向づけも検討させていただいた。しかしながら、その中において非常にそうすると対象となるエリアが少なく、ドクターとして輩出していく制度としては、なかなか機能しないのではなからうかというご意見もいただいたところであって、そのことを考えると私も現場というか、受験の世代にある皆さんの就学の状況を見てみると、やはりそういうふうな、特に医者さんを目指す方というのは非常に高額な授業料なり生活費が必要になっていく現実があるわけであるので、そのことによってその道をみずから断念せざるを得ないという状況もつぶさに見ているので、そのことを踏まえてでき得るならば地元

村上の中からそういうものも出ていってもらいたい。それとドクターをしっかりと確保していきたい、こういうふうなところから今回の条例提案に記したとおりの制度設計に至ったということである。

小杉 和也 キャリアスタートウイークで非常にいい反応が出ていると。県のほうで進めた事業だけれども、そういったところからぜひとも村上市内の子供たちがこういった奨学金制度を利用して医師の道に就いてほしいと思うのだけれども、高校の先生方とも相談されたと言っていた、進路指導の。その辺のところ、高校側の反応というのはどうなのか。大変ありがたい制度だ、条例だというふうな反応なのか、それによって子供たちの可能性が広がるのではないかというような、その辺の意見というのはどうだったのか。

保健医療課長 高校の進路指導の担当から聞き取った話として聞いているところは、以前やはり医学部を目指したが、国公立大学にはまだ行けない状況で、私立を目指したのだけれども、私立はやはり授業料等が高額であって諦めた子がいたと、そのような状況は聞き取っている。

小杉 和也 それで大変ありがたい制度をつくる予定だなというふうな感覚の意見とかもあったわけ、進路指導の先生から、過去のことでなくて、これからのことで。こういう条例をつくり込んでいく経過の中で聞き取りもしているわけだから、その辺のところはあったのかなかったのか、意見として。

健康支援室副参事 私のほうで村上中等教育学校と村上高等学校の先生に確認をさせていただいたところなのであるが、より多く情報をいただけたのが村上高等学校の進路指導の先生であって、以前中等のほうでも進路指導をやっていた経験があるというところだったのだけれども、先生からお伺いしたところによると、やっぱり医学部6年ということで、国公立でも最低3,000万円トータル、私立だとその倍以上かかるという現状を把握しているという中で、月15万円ないし30万円の助成が市から出るということであれば、それについては先ほど課長が言ったようなケースも過去にあるという中で、非常に助かると思うという話はいただいた。

小杉 和也 県のほうの奨学金を受けている場合、本人の了解を得ているんな情報を流していると。例えば新潟県の医療現場はこんなだよとか、言っているわかる。例えば県の奨学金を受けて今大学3年生なり4年生なりの子たちに対して、本人の了解を得て今県の情報をとにかく出していると。とにかく県内に興味を持ってもらうために情報を出しているのだというようなことを聞いた。なので、皆さんが本当に心配しているのは、市の税金を使って育てて、例えば4年間だけではない、さようならというのが皆さんが心配だと思う。だから、これからパンフレットをつくってPRする、もし立ち上がったとしたら、そういうような本人の了解を得て村上の医療現場こんなだよとか、ぜひとも村上に来てもらうような努力もしていかなないと、この条例の意味がないと思うのだけれども、その辺については市長いかがか。

市長 当然その部分が実は一番根底にある、私自身も。率直に申し上げて、我が村上市にいる子供たちがどんどん、どんどんそういう誰でもが教育を受けられる環境の中で高みを目指し、今の医療資源が偏在化しているこの地域において、よし、みずからの力をここに投入をして、ここで僕は、私はこれからの村上の医療現場を支えるのだという思いに至ってもらいたいというのが根底にある。そのときにどのような形の支援ができるのか、これはやっぱり地域全体で考えていかなければならないことであるわけであるので、そういうところを踏まえて進めていきたいというふうにか

えている。だから、今委員おっしゃられた部分についても、全くもって同感であるし、そのためにはやはり奨学金を受ける子供たちが、やっぱり村上で能力を存分に発揮したい、ここに僕たち、私たちの知見をしっかりと根づかせて、また次につながる、そういうものにしていきたいというふうな思いに至ってもらえるように、我々は努力をしなければならないと思う。このことについては、村上市民はもとよりであるけれども、他から来ていただいた方々にもそう思っただけのような、村上を本当に心から愛していただけるような、そういう人材を育てていきたいというふうに思っているところである。

小杉 和也 例えば学校側からぜひこの制度について詳しく聞かせてくれというような、仮に成立したとして。依頼があった場合に、どんどん積極的に出ていくと、説明に行くと、そういう心構えはあるね、いかがか。

市 長 特にこの部分だけではなくて、実は雇用の部分についてはなかなか他の産業においても雇用がままならないという現状がある。それでできれば今具体的に動いているかどうかについては、もし承知している課長がいればけれども、私のほうからの指示は。進路指導の先生方に対して村上市に就職を希望される方も含めて、そういうふうなコマーシャルというのかPRというのか、そういうものを積極的にやっつけようということをやっつけていくことをこれまでも指示をしている。したがって、今回のこのケースについては、やはり村上市の医療資源を確保していくという意味においては一丁目一番地だというふうに私は思っているので、そのことについては最前線で積極的にPRを図っていきたいというふうに思っている。

小杉 和也 市内の指定病院、7病院言われていた。この7病院の温度差というのはないのか、どうなのか、この辺。受け入れというか、この条例に関しての温度差というのか、それはどうなのか、あるか。なければならないで結構だし、詳しく。

健康支援室副参事 7病院のほう全て漏れなく聞き取りのほうをさせていただいた。大きく温度差があるという感触はなかった。

長谷川 孝 市長さっき答弁した中で、医局の力がまだ大きいと、大学の医局。そのために地域枠とか設けることができないのかどうかかわからないけれども、医局の力が大きいということは、例えばどなたかが新潟大学の医局に行って、そういう細かい話とか聞き取りして、それで出た結論なわけなのか。本当にどなたかが大学の医局に行っているいろいろな話ししてきたのか。

市 長 先ほどご答弁申し上げたとおり、医局の状況はこういうことだということで現場の医療機関の皆様方に聞いたということである。医局にこういう制度を考えているのだけれども、今は医局でこういうふうな形で配備については交通整理をしているので、なかなか村上には回ってこないのかとか、そういう個々個別の具体的な話まではしていないのだろうというふうに思っている。ただ、我々が幾つかの医療資源を確保するために、毎年新潟医歯学総合病院の医学部長さんのところにお邪魔をさせていただいて、議論をさせていただいている。これは率直に医局の長であるから、その方から伺った内容、私もこれまで2回、3回とあるわけであるけれども、その中においては、やはりそういうふうな形で配備がされているのだというお話は聞いている。だから、そのところをクリアしなければというお立場で教授は話をされないの、逆の立場であるので。私もそこを村上に回してくださいという話をしている。そのときに今でも記憶しているのが、地域医療を支えるのはやっぱり新潟県においては新潟医歯学総合病院、これがやはりかなめであるというお話をさせ

ていただいたときに、地域医療は地元で考えてくださいと、率直に言われたこともあった。だから、そういう意味において、やはり少なからずそういうふうな今の状況はあるのだろうなということは私は実は肌では感じている。ただ、個別に言葉として医局が全部それを整理しているから、今の医療制度は医局がメインだよという話は私は聞いてはいない。

長谷川 孝 今回大学医学部の卒業後2年間の臨床研修というのは、新しいやり方だよ。今までだと大学の医局が中心になって、自分の弟子みたいなのをどこかに行けと言えば、それに逆らえないというのが前だったわけ。だからその部分では地域医療というものがあつた程度それで成り立っていた部分もあるのだ。だけれども、今は結局自分で病院とかを選べるという選択肢が出たわけである。その中で医局の力もだんだん、だんだん薄れていった中で、自分たちの村上市の地域医療は自分たちで守るのだという形をとった場合に、新潟県がとっているような地域枠の病院との連携というふうなものも、例えばの話、大学の医局とかでこういうようなことを村上市としてやりたいのだというような提案とかもした中で、今回はそういうことはできないというふうに判断したのか。その辺教えてほしい。

市 長 もし私の発言が少しずれていたら、担当職員のほうからそれを補正してもらいたいと思うけれども、直接村上市でこういうことをやりたいからということを経済局にストレートに話したという、これまでの私自身の記憶もないし、復命でも受けていない。

長谷川 孝 ということは、地域医療の枠というのをつくるかつくらないかということ、村上市がやってはだめだとか、やってもいいというようなことは、どこからも話は出ていないというふうに理解していいのか。

市 長 多分それはないと思う。これは各自治体の意思において行うことが可能になる部分なのだろうというふうに思っている。ただ、今回村上市においてはその制度設計には至っていないということである。

長谷川 孝 私が一番中心的に考えているのは、やっぱり村上市の子供たちがそういうような地域枠ということで、必ず例えば1名が私大の医学部と提携して、必ず医者になれるということを前提のもとにすれば、そうすれば選択肢も多くなるし、必ず入れるということを考えた場合、全国から応募する必要はないのではないかというのが俺の一番の原点の考え方なわけ。そうすれば、ふるさとにお世話になったということで、その人間が中心になって地域医療を支えていくのではないかというふうな理想的な考え方をしていただけれども、そういう部分を村上市がやっぱり取り入れて県あたりはしているけれども、市町村ではやったことがないのだから、そういうことをやるのではないかというような条例だったら、すごい手を挙げて賛成するのだけれどもなと思う部分が、なかなか今の答弁ではびたっと当てはまる部分がないというのが、非常に不思議でならないというのが私の今の実直な考え方なわけである。

市 長 先ほど申し上げたとおり、それが多分理想なのだろうというふうに思う。それを選択肢として考えたときに、実は医師を目指す、そういう人材をいかに確保していくかという議論に実は至った。そのときに村上市だけという形になると、その範囲は非常に狭まってしまつたろうと。その中で選択できるものが少なくなる中で、医師を育てていくという環境づくりが、なかなか難しいのではなかつたかということに至つたものだから、今回の制度設計になつたということで、委員おっしゃる部分についてはよくわかる。わかるけれども、それでは地域の医療資源としての医師を

育て上げることはなかなか難しいのではなからうかという結論に至ったということである。

長谷川 孝
小杉 和也
長谷川 孝

答弁は要らないけれども、私の村高の同級生で・・・

答弁求めて。

では求めるけれども。医者やって医師会の会長でもあった、名前は言えないけれども、大体市長もわかると思う。その人にきのう行ってお話を聞いてきた。村上市としてこういう斬新な、金額的にもそれからある程度12年間という一つの中の4年間で、ある程度免除になるというような形なのだけれども、本当にこれがきちんと形になるものなのだろうかという話をしたときに、今は2年間の新研修制度でほとんどの研修はもう東京のほうの大都市のところに行ってしまうと、そこから帰ってこない。そのために今地域医療が崩壊し始めているのだから、この部分を何とか新しいルールづくで条例の中に取り入れられない限り、なかなか難しいよというような話をしていた。だから、私が言うのはやっぱりそういうのが理想なのかもしれないけれども、そういうようなところまで踏み込まないと、なかなか医師の確保はできないのではないかとということで、先ほどからしつこいけれども、言っているということなのである。同じことの繰り返しだから。

市 長

おっしゃることよくわかる。そこの幾つかのメニューを出してどれが一番ベストなのか。ベストではないのかもしれないけれども、どれがベターなのかという選択をしていって絞り込んでいった形がこれだということで、今後条例をご決定いただいた後は、これがしっかりと機能していくことが重要になる。ここでしっかりと成果が上げられるような形の取り組みを進めなければならないと思う。ただ、その中で時代が動く、その状況も変化する中で、ここの部分についてはフレキシブルに対応していくというふうな思いもしっかりと持ちながら、これからこの施策については進めていきたいというふうにいる。

板垣 一徳

市長がきょう出席が遅刻したので、また最初からこの委員会が開催されているような状況だ。私は、最初からちょっとまとめてみるけれども、さっき市長がこの村上圏域は医師が不足だということは、市長だけ、行政だけではないのだ。議員もみんな、市民もわかっていることなのだ。しかし、この条例をつくって医師を確保していく上に心配な点もあるから、いろいろな議論が今出ているということなのだ。この条例に全く賛成ではないという人は私は余り見当たらないのではないかなと思う。私もそんな反対なんて一言も言っていない。私の言っているのは、まず副参事にこのことについては納得したが、今現在医師の卵で医者になって活動している先生方がたくさんいる、村上市から出ている人が。そういう先生方にも、奨学資金はもちろんだけれども、その前にそういうこともしっかりとお願いをしたい。いわゆる募集。それは副参事の説明では並行してやっていくと、こういう答弁だった。極めてありがたく思っている。私が一番心配するのは市長、いわゆる返還の問題なのだ。万が一村上市のこの9条に規定されている。これはここに規定されていない、いわゆる医者が育て6年間終えて村上に来たときに、本人の家庭の事情あるいは社会の環境あらゆることがあって、村上にお勤めができないといった場合のことをここに明記をされていないから、そういう場合はいわゆる国立の場合であれば一千何十万、私立の場合は二千万幾らの金をどう市民感情から考えると、本当にただ貸しただけ金取っていいですよと、こういうことでは私は市民に感情が悪いのではないかとということを私は心配している。この条例そのものに反対しているのではない。そ

こで今新潟県たくさん各市でこの条例を持っている。私の手元にあるのは魚沼市、糸魚川市、ちゃんとうたわれている、条例に。糸魚川市は10%、パーセントのことを私言っているのではないのだ。1%にしようが2%にしようが、これはしっかりと議論をするべきだと思うが、参考までに魚沼市は5%である。だからそういうことをきっちりと、例えば市長がそういう市長に権限を持たせておくのも条例化してもいいし、私はそこをきっちりとしておくべきであると。そうでないと市民に説明がしっかりいかないと何なのだと、こんなことになれば、そういうことになればただなのかとうことでは、せっかくの条例をつくるのに、私は満場の拍手をあげないのではないかと、こういうことなのだ。だから、そのことをしっかりと皆さんが確約をとってくれるのであれば、私はこの条例をつくるということについては、これは恐らく相当の方は賛成すると思う。そこ説明してほしい、何でつけなかったのか、まず。

保健医療課長 午前中のお答えでも少し触れさせていただいたと思うのだけれども、もし医師として勤務できなかった場合は、直ちに30日以内に一括返済、返還ということになっているので、その一括返済の際に期日を決めているので、その期日を決めることによって金額が大きいものだから、利息まではこちらのほうとしては考えていなかった。

板垣 一徳 だから、利息を考えないから条例に条文化しなかったのだ。課長、そうだろう。ただ、そのことがなぜここに私は付しても条例に邪魔になる問題ではないのではないかと、悪意なわけだ。ちゃんと医者になって資格を取ってきた。私は村上市行かなくて東京に行くなんていう話は、これはやっぱり悪質な考えだから、そういう方には応分の、膨大なペナルティーをかけれというのではなくて、そのぐらいの条文を載せておいても私は邪魔にならないのではないかと、こういうことなのだ。

保健医療課長 悪意があって勤められないか、そういうことについては結果的な理由がどうかというの、やはり返還が生じた際に聞き取る内容だと思う。ただ、今の時点ではまず医師として勤務してもらいたい、地域に根づいてもらいたい、その気持ちのほうが優先で、もしそれがどうしてもかなわない理由が、本人がどうしても本人の理由だけでない、悪質でない理由という場合もあるので、そういう状況も踏まえて期限内に返していただけるのであれば無利子として、貸すときも無利子であったので、そこは無利子とするべきではないかという考えのもとで、こういう内容にさせていただいた。

板垣 一徳 市長、保健医療課長の言っていることはよく理解している。しかし、市民の多額の税金を無償で貸して医者を育てるといふ、この趣旨はいいのだ。ただ、その人が誤ったことを起こしたときの処分というか、そんな重い罪ではなくても、よくやっている人と同じでは、私は市民感情にいささか疑問が残るのではないかと思うが、市長はどう思う。

市長 委員ご指摘の部分、至極ごもっともだというふうにお聞きをさせていただいた。ただ、この制度を設計したときに、やはり今課長から答弁させていただいたとおり、まず最優先、何をこの条例は求めるのかというのを、お医者さんをつくる、村上市にしっかりと勤務をしていただけるお医者さんをつくっていくのだ。それぞれこれから医師を目指す若い世代の人材が、しっかりと高い意識のもとにこの制度を活用して、そこに向かっていくのだというところ、これをまず最大の根拠にしたいということで始めたところである。魚沼市、糸魚川市の今の状況、ご披露いただいたわけであるけれども、私が承知しているのは、魚沼市の場合については、一括返済の

場合は無利子、分割で返済をするということで、少なからず時間的に当該市にダメージを与えたという判断のもとに、そこに利子を課しているというふうに承知をしている。糸魚川市さんの場合については、全てにそういうものに利子を課しているということである。これは最終的にそれぞれの自治体のご判断になるわけであるので、そこのところは私ども村上市としては一番スタートをしたときの思い、これにしっかりと向き合うということで一括の返済、市が求める期限の中でそのことを全うしていただけるのであれば、無利子という判断をさせていただいたということである。

板垣 一徳 これが通るか通らないか、これ本会議終わらなければわからないが。そうすると、この条例が仮に通ったとなれば、規則あるいは附則というものを付随しなければならない。そういうことの中で、例えば規則の中でそういうことをあなた方が記載できるのか、あるいは附則の中でできるのか。その点は課長でも市長でもいいが。

市 長 これらの制度においてそこにそごが生じた場合についての記述は、あくまでも条例に記載をしておかなければ徴収はできないというふうに思っている。

〔委員外議員〕

本間 善和 せっかく市長来ているので、根本的なことをちょっとお伺いしたいと思うが、当然皆さんもお話ししているとおり、この地域での医師不足というのはこれは当然のこと、皆さん認識していることだと思っただけけれども、その対策としてこの条例をつくりたいというお気持ちだと思っただけけれども、県内、他県、全国のこういう類似した条例と、うちの条例と比較した場合、うちの条例といえば失礼だけれども、提案している条例と比較した場合、この地に全国から呼ばなければならないという、生徒こと募集をかけると思っただけけれども、うちの場合だとここがすごいよと、他県の条例、他の市町村の条例と比べてということ、市長としてどの点を売り込んでいくポイントとしてこの原案をつくったと思っているか。

市 長 売り込んでいくということが、結果的にそれを選択してもらって、村上市に従事してもらおうドクターがふえていくという、そういう成果に結びついていくということであれば、売り込んでいくということになるのだらうと思っただけけれども、まず一つ目としてはやはり月々に助成する額、これがやはりある程度の額を維持しているのだらうかと、要するに高額の助成制度になっているのではなかろうかという点、それがやはり特筆すべき部分かなというふうには思っているところである。いずれにしても、前提としては先ほども少し申し上げたけれども、村上市内にいらっしゃる若い世代の方々がこれを活用していただくのが、私もベストだと思っているので、そういうところも踏まえてまずはこの地域、このエリアにしっかりとPRをしていくということから始めていくということだと思っている。

本間 善和 委員長、私の質問に答えていないみたい。他の市町村と比べてどの点がこの条例、違っている点を言っている。

尾形委員長 金額が違う。

本間 善和 金額は同じだ、大体、金額でいえば。例えば年数がここのところが売りなのだとか、こういうところが売りなのだと、課長、あなた詳しいと思うので、あなたがしゃべてください。

保健医療課長 今ほど市長が申したように、市として医師確保する上で、まず市立病院が当市にない。そのことによって医師として勤務する期間、それが他市と大きく違う。それが

先ほど申したように、勤務する年数が4年であるという、他市に比べて短い期間になる。そこのところと、あと指定勤務期間を臨床研修から引き続きとか、大学卒業後引き続きとか、そういった枠を設けずに、臨床研修から12年という長い、本人が医師としてスキルアップするための長い期間を設けてあげて、その中で市にも来てもらって、反対に長い期間同じ市に、同じところにいるというのは、若い期間の中でスキルアップにはならないと思うので、本人にしてみればスキルアップも図りながら村上市でも勤務できるという、そういうところが他市の条例と違って、当市の特有の条例ではないかなと考えている。

本間 善和

もう一点、医師と看護師というのはつきものだと思っているのだけれども、私から見ると。村上市の医師についてはこういうふうに条例等云々確保で今検討しているわけだけれども、看護師については十分だと思っているのか、十分でなければ今後どういう対策をとっていくのかということを考えているのか、また考えていないのか、その辺のところどなたでも結構だから。

市 長

個別の看護師の充足、この状況について私はつぶさに把握をしていない。大変申しわけない。しかしながら、看護専門学校がリハビリテーション大学の同系列グループとして設置をされている。そこと連携することによって看護師の確保が難しい状態であるということは、数字的なものは把握していないが、そういうお話は幾つか聞いているので、その辺との連携を今後図りながら、例えばそこを卒業すると地元就職する場所がちゃんとあるというふうなこと、これは当然受け皿がなければだめなわけであるから、医療機関のほうできちんとその枠を確保してもらえんということが前提だろうと思うので、その辺のところはしっかりとこれから検討させていただきながら、連携をして考えていきたいというふうに思っている。

姫路 敏

さっき市長の答弁の中に、この条例を今回提案していく中で事前にいろいろこういう傾向にあるのだと、こういうことも用意しているということを議会に説明することによって、事前審査とかという言葉言っていたが、それを言うならば夕日会館の件、これから訴訟もしていくよという勢いの中での説明あったり、あるいはもしかするということの中で蒲萄スキー場の件だってそうである。私は、はっきり言って市長が一番大事にしなくてはいけないのは、議会対策だと思う、こうなってくると。したがって、議会のことも大事にするべきだろうと。そうすれば、3月にはもう大体煮詰まっているというのであれば、4月ぐらいにこういうものが用意された、どんなものだろうと、少なくとも市民厚生常任委員会の中でお話し合いあって、その中で例えば今板垣一徳さんから言われたようなことが、こんなものがあってもいいのではないかというのが出てきていれば、それを察知しながらもっとよりよい条例化にできるのだろうと思う。私もこの条例には、方向性には反対はしていない。ただ、そういう部分が市長にももう少し真摯に向き合ってもらいたいという気持ちでいっぱいなのだが、市長はどう思う。

市 長

そのことについては、率直に私も反省をさせていただきたいというふうに思っている。やはり先ほども申し上げたとおり、市民の幸せ、福祉向上を目指すのは議会また行政側も同じなのだろうと思う。その中でより精度の高い、市民のためのそういう制度にしていくというのは、私もこれ全然否定はしないし、やぶさかにも思っていない。その過程において議会とのコミュニケーションが少し足りなかったのかなという、今のご指摘だろうと思うので、先ほど申し上げたとおり、ガチガチのルールにする必要はないのだろうというふうに思う。ケース・バイ・ケースでいろんな

事象が発生をするので、そのときに私も直接正副議長さん初め各所管の委員長さん方との議論も踏まえて、これから進めさせていただくような、そういう立ち位置で議会と向き合わせていただきたいというふうに思っている。

姫路 敏 それと今大事なことは、本当に一人一人の議員というよりも議会そのものをもう少し見詰めた中で、上手にこなしていければ最高の市長になると思うのだけれども。それともう一つ言えることは、先ほど板垣委員、長谷川委員からもいろいろなお注文あった。これがまずこの議会で制定された後の話を言うけれども、後に例えば議会の常任委員会なんかで、ちょっとこの条例についてこういうことを附則としてつけようよとか、この条例の何条の部分にもう少しここ追加しようよというご提案がもし常任委員会から出てきた場合、それが9月であろうと12月であろうと、そのときは思い切って、議会のものも入れてみようよ、附則としてという心構えが市長のほうにあれば、今回のこの条例に関しても前向きに考え方を、私なんかでもそうだし、整えることができると思う。つまり長谷川委員、板垣委員が言っていたようなことを後でもつけていこうよという方向性があるのかないのか、ここら辺大事な事なので、ちょっと聞いてみたいと思う。

市 長 手続上可能かどうかというものは、これから検証しなければならないと思うけれども、先ほど冒頭私委員会再開後にお話をさせていただいた条例をご決定いただいた後に、この条例をよりいいものにしていくために、フレキシブルな対応をさせていただきたいということを申し上げた。その中にはこの条例がよりよい形に変化をされていくということも含まれているというふうに私は思っているので、これは私が今最善だと、ベストだと思ってご提案をさせていただいたので。ただ、これが到達点ではなくて、これからの制度を運用していくその方向性、当然これからシミュレーションしながらやるわけであるから、その中で見出されたものについてはしっかりと対応していきたいというふうに思っている。それが議会からご提案があるということであれば、その際にしっかりと検討をさせていただきたいというふうに思っている。

姫路 敏 2問終わったけれども、とりあえず市長の真摯な方向性が議員の気持ちを動かすと思うので、ぜひ議会も大事にさせていただきたいと、こういうことである。

木村 貞雄 朝からいろいろと話聞いたのだけれども、議論の中で何回も答弁の中で、課長一番詳しいのだけれども、医師の免許取得して、その次臨床研修病院で臨床研修をするのだけれども、答弁の話聞いているとあくまでも理想論で村上総合病院で臨床研修をするような思いでお話しているのだけれども、あらゆるところの話を聞くと、やはりそういう若い人というのは優秀な医師のいるところにやっぱり行きたいと、それでもって今の一番県北に来るのを嫌がっているというふうな話も聞いているのだけれども、本当に正直な話しして、理想論を言っている話が強かった、私聞いていて。そういった今までの経過の中で、そういった負と言うと悪いのだけれども、そういう反対の負の面は研究しなかったのか。

保健医療課長 臨床研修の病院については、県内の臨床研修病院とさせていただいた。それは20病院ほどある。その中に村上市の病院があったので、そこを選んでいただければ一番村上市に対する思いも生まれてくるものではないかなということで、要件の4年の中に1年を含めさせていただいたということであって、決して村上市の病院に臨床研修に来させたいとか、そこを中心として考えたわけではない。

木村 貞雄 そういう中で根本的に医師の確保ということが、市長からも一番力強く言われたの

だけれども、そうしたことを考えていくと、第6条のここが大事になってくるわけなのだけれども、市長は第4条の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより修学資金貸与の可否についての選考の上決定しとあるわけ。ここ重要になってくるので。規則も定められていないし、そういった点はどういうふう考えているのか。

保健医療課長 その点については議決をいただいたら、その後関係課等と詰めて採用人数も含め考えていきたいと、詰めていきたいということになっている。

佐藤 重陽 ひとつお尋ねしたいのだけれども、私こういう村上で今回条例化提案されているわけだけれども、他市また県初め他県でも、そして見ていったら民間法人とか団体でもこういう似たような制度をやっているのが出てきたので驚いたのだけれども、そんなに早くやっていたのかということで。村上市としては県また魚沼市、県内の行政に対して制度設計のための協議というか調査をしたと、こういう話だったけれども、卒業生も実際出ているわけだけれども、卒業生というか研修医終わって実際に勤務に入った段階の、奨学金貸与された医師になった方々の追跡調査とか、そういうものの他市の状況というのは調べることができたか。

健康支援室副参事 今ほどご質問あった点については、私のほうで他市町村のほうに聞き取りをした。一番最初に来たのが魚沼市さんということで、私聞いたときには、臨床研修2年目の先生がいらっしゃるということであって、毎年どういった形で現状を把握しているかというところもお聞きしたけれども、施行規則にこちらのほうも、村上市のほうも条例が通った後で載せるつもりではいるのだけれども、必要な様式を定めた上で、学校に在学中は成績の証明書、あと卒業した後については現状を報告する用紙ということで考えている。

佐藤 重陽 ありがとうございます。私が本当に聞きたかったのは、実はやはり気にするところは板垣委員の言われたこと初め、卒業してから先ほど板垣委員は自分の家庭のことも交えて紹介してくれたが、私がたまたま村上市内の医療関係の方に今回の質問をしたら、3の方が実は実際に受けている方が出てきた。1の方は秋田県の制度融資を受けた。実はその方は実際にこちらに研修期間が終わった時点で実はお返しして、やはり東京のほうの、それこそスキルアップするために、専門医になるためには実際に医者になってからまた10年ぐらいかかるのだそうである。その試験を受けるために、そのために東京へ行ってしまったと。もう一人の方は、やはり新潟県のやつだったのであるが、その方もやはり自分のスキルアップを図るために東京の大学に今行っていると。結果的にはお返しすることになったと。1人の方だけ、この方は実は民間団体というか法人の関係でやっている制度融資を受けた方であるが、その方は今も水原郷病院で頑張っているそうである。そういう村上の中にも、やはり高校時代から医者になるために村上に住んでいない。中学まで村上市に住んでいて、医者になるために高校から住所が変わっている方がかなりおられるようで、高校がどうしても市外、県外ということになっているのだと思うのだけれども、やっぱりそういう子供たちをできたらぜひ戻してほしいし、せっかく村上で生まれた子供たちが、市長も言うように村上で仕事できるような、そういうことに対応できるような制度融資を、貸与条例をつくってもらいたいというふう考えているのであるが、それにこの貸与条例が耐え得るのかどうかというところが非常に不安で、今質問しているわけだが、いかがか。

市長 議員おっしゃるところよく承知をしているつもりではある。また、ご懸念の部分に

についても当然そのようなことがあるということである。ただ、いずれにしてもここは貸与を受けられる方々の気持ちにしっかりと向き合う結果、村上市を選択していただけたということの帰結に至るのだらうというふうには思っているわけであるので、そこはまずしっかりとそういうことを私たちからも伝えていくということがまずひとつ必要である。それと今医師を取り巻く環境としては、非常にやはり専門性が高く、また高度な医療機関、医療資源を有しているところを選択する、そういう方向があるわけであるので、これも否定できない事実である。だから、そういうところからいかにしてこの地域に、地域医療の雄として育てていただけるためには、どういうふうなことをしていけばいいのかということ、まさに今議員からご指摘の部分というのが制度の可否につながっている部分だと思うので、しっかり取り組みは、今後もさせていただきたいというふうに思っている。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 加藤良成君)から議案の説明を受けた後、定質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 議第90号は、村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。条例改正に係る新旧対照表の最後のページ、53Pをごらんいただきたいと思う。本案は、平成29年9月1日から、新潟県の重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正により、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となることに伴い、同様に対象者を追加する改正を行うものである。なお、4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳1級所持者は59名である。どうぞよろしく願います。

(質疑)

小杉 和也 今課長、県の一部改正に伴ってということ出たのだけれども、なぜこういう条例改正が県のほうでも改正されてきたのか、その経緯について伺いたいと思う。

福祉 課長 精神障害者のこれについては、我々市町村のほうからも要望等で、精神の方についても入れてくれというような要望をしていたので、その結果、こういったことが出てきたのではないかというふうに考えられる。

小杉 和也 そうすると、県の改正なので、各市町村で一斉に条例改正が行われているというような現状なのか。

福祉 課長 新潟市においては平成26年9月から、それから長岡市においては平成28年9月から1級者を対象としている。

小杉 和也 予算のほうとの絡みもあるのかもしれないけれども、概略でいいのでどの辺が大きく変わって、どのような影響があるのかというのはわかる。1級の人を加えることによって、1級の方の今までの部分と変わるわけだろう、変化。だからふえた対象者の人はどういった影響が出てくるのかというようなこと、内容的なもの。

福祉 課長 この対象になると、通院においては1回530円、それから入院については1日当たり1,200円の負担というような医療費で受診できるというようなことになる。

小杉 和也 今までとかなり変わってくるのか、どうなのか。530円と1,200円になる。今までと大きな変化というのはどのくらいまず変化が出ると思われるか。言っている意味わかる。

(何事か呼ぶ者あり)

小杉 和也 だから今までの現状とこれが通った後、外来530円と入院1,200円になるわけではないか。今までの負担からどのくらい変化があるのかなというのがもしわかれば。わかる方でいい、答弁願います。

福祉政策室長 医療費のことなのであるが、通常国民健康保険であれば外来3割負担になる。これが530円で済むということになるので、結構な軽減になるのではないかと考えられる。詳しい数字については把握していないので、答弁できない。

竹内喜代嗣 お伺いしたいのは、極度の認知症の方、介護保険で認定された方でも障害者として認定される場合があるというふうに言われているが、このことでお願います。

福祉政策室長 おっしゃるとおり、認知症の重い方については精神の手帳取得ができる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明する。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、予算の規模を76億6,280万円にしようというものである。7、8Pをごらんください。歳入では第9款繰越金、1項1目繰越金の580万円の追加であるが、これは前年度の繰越金である。次に、歳出のほうであるが、9、10Pをごらんください。第6款諸支出金の1項3目償還金572万3,000円の追加であるが、これは平成28年度事業確定による返還金になる。内訳としては平成28年度に交付を受けた40歳から64歳までの医療保険加入者の介護保険料について、平成28年度の介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費交付金を返還するものである。次に、第7款予備費、1項1目予備費に7万7,000円を追加している。説明は以上である。よろしく願います。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第97号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）散会を宣する。
（午後2時08分）